

静岡県立大学言語コミュニケーション研究センター規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 40 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学学則第 7 条の 2 の規定に基づき、言語コミュニケーション研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、教育言語学及び多文化コミュニケーション学に関する教育・研究体制を整備し、日本における教育言語学及び多文化コミュニケーション学の研究、並びにその成果を生かした教育の発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 教育言語学及び多文化コミュニケーション学に関する組織的、体系的な研究に関すること。
- (2) 静岡県立大学における英語教育、日本語教育及び多文化コミュニケーション教育に関すること。
- (3) 教育言語学及び多文化コミュニケーション学の領域における国際シンポジウム、研究会、ワークショップ等の開催及び国内外の研究機関との連携に関すること。
- (4) 研究成果の公表及び広報活動に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) センター研究員
- (5) センター事務職員
- (6) その他客員研究員などセンター長が必要と認める者

(センター長)

第 5 条 センター長は、静岡県立大学の教員をもって充て、学長が選考し理事長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は 2 年とする。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、静岡県立大学の教員をもって充て、学長が選考し理事長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるとき、又はその他の理由によりセンター長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とする。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副センター長は、再任されることができる。

(センター教員)

第7条 センター教員は、英語教育特任教員とする。

2 センター教員は、第3条第2号に掲げる英語教育に従事する。

(センター研究員)

第8条 センター研究員は、静岡県立大学教員のうちから学長が選考し、理事長が任命する。

2 センター研究員は、第3条に掲げる研究に従事する。

(センター事務職員)

第9条 センター事務職員は、センターの運営に関する事務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。